

商品券についての注意事項



7月・8月になると、日頃お世話になっている方への贈り物をされる方も多いのではないのでしょうか。中には、商品券やビール券等を贈られる方もいらっしゃるかもしれません。商品券を購入された際は、社内でどのように管理されていますか？

今回は、商品券について取り上げたいと思います。

少し前になりますが、法人が支出した商品券購入費用が「交際費」に該当するかどうか争われた裁判があります。裁判では、取引先等への配布金額等が明らかでないため、交際費ではなく、「使途不明金」として損金不算入になると判決が下されました。(水戸地方裁判所：平成27年1月29日判決)

《概要》

家具やバイクの販売を行う中小企業が、家具の現場納入時の取引先である工事関係者、バイクの試乗会に参加した関係者などに対して商品券を配布(約100名に1人当たり2~3万円分を配布)。法人が税務署へ提出した「商品券使用リスト」には、配布年月、相手先名、備考欄(工事関係者、イベント等)の記載がありましたが、配布枚数・金額、相手先との具体的な関係性の記載、工事の日時・内容について明らかにされていないため、交際費としては認められませんでした。

◆商品券についての注意事項◆

- 商品券を購入し、交際費として処理する場合は下記のように具体的に記したリストを作成し、保管するようにしてください。
 - ①渡した日
 - ②渡した相手の氏名(企業名、担当者名)
 - ③渡した相手との関係(事業上の取引関係等)
 - ④渡した金額(種類と枚数)
- 商品券は換金も可能なため私的に流用されていないか、社員へ給与や賞与の代わりに渡していないか等も税務調査時に確認されることがあります。
- 社員への商品券の支給は、給与課税の対象となり、源泉徴収が必要となります。
- 役員が受け取った場合は、「役員賞与」に該当し、給与課税の対象となります。さらに、定期同額給与とはならず、損金不算入となります。
- 永年勤続表彰で、記念品の代わりとして商品券・カタログギフトを社員へ支給する場合も、給与課税の対象となります。

参考：税務通信、TAINS「Z265-12597」、国税庁HP

(文責 丸山 博子)